

犯罪被害者等基本法の組み立て (都道府県条例の骨格)	愛知県条例 (R4. 4. 1 施行)	長野県条例 (R4. 4. 1 施行)	東京都条例 (R2. 4. 1 施行)
【総則関係】			
第1条：目的 ・犯罪被害者等の権利利益の保護	○目的 ・犯罪被害者等の <u>権利利益の保護</u> 、 <u>受けた被害の回復・軽減、生活の再建</u> を図るとともに、 <u>犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与</u>	○目的 ・犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減、生活の再建、 <u>権利利益の保護</u> を図り、 <u>誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与</u>	○目的 ・犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減、生活の再建を <u>図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、世界に開かれた国際都市として誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与</u>
第2条：定義 ・犯罪等、犯罪被害者等、犯罪被害者等のための施策	○定義 ・犯罪等、犯罪被害者等、犯罪被害者等支援、 <u>二次被害、再被害、民間支援団体</u>	○定義 ・犯罪等、犯罪被害者等、犯罪被害者等支援、 <u>二次被害、再被害、民間支援団体</u>	○定義 ・犯罪等、犯罪被害者等、犯罪被害者等支援、 <u>二次的被害、再被害、民間支援団体</u>
第3条：基本理念 ・ <u>尊厳が重んぜられ、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する</u> ・ <u>施策は、被害の状況・原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて適切に講ずる</u> ・ <u>施策は、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講ずる</u>	○基本理念 ・ <u>支援は、尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提に実施</u> ・ <u>支援は、被害の状況・原因、二次被害の有無等犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて適切に行うとともに、二次被害が生じることがないように配慮</u> ・ <u>必要な支援を公正かつ迅速に途切れることなく提供</u> ・ <u>支援は、国、県、市町村、民間支援団体等が相互に連携を図りながら協力して取り組む</u>	○基本理念 ・ <u>支援は、尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨に実施</u> ・ <u>支援は、被害又は二次被害の状況・原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じ、適切に実施</u> ・ <u>必要な支援が迅速かつ公正に行われ、途切れることなく提供</u> ・ <u>支援は、国、県、市町村、民間支援団体等による相互の連携・協力の下で実施</u>	○基本理念 ・ <u>被害者等は、尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する</u> ・ <u>支援は、被害の特性・原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生じることがないように配慮</u> ・ <u>必要な支援が途切れることなく提供</u> ・ <u>支援は、国、都、区市町村、民間支援団体等による相互の連携・協力の下に推進</u>
第4条：国の責務 ・ <u>施策を総合的に策定し実施</u>	(この項目は愛知県、長野県、東京都の条例には記載されていない)		
第5条：地方公共団体の責務 ・ <u>国との適切な役割分担を踏まえ地域の状況に応じた施策を策定し実施</u>	○県の責務 ・ <u>施策を総合的に策定し、実施</u> ・ <u>市町村が実施する施策が推進されるよう、情報提供を実施</u>	○県の責務 ・ <u>国、市町村、民間支援団体等との適切な役割分担を踏まえ、施策を総合的かつ計画的に策定し、実施</u> ・ <u>市町村が施策を策定し実施するために必要な情報提供・助言を実施</u>	○都の責務 ・ <u>国、区市町村、民間支援団体との適切な役割分担を踏まえ、施策を総合的かつ計画的に推進</u> ・ <u>区市町村が総合的かつ計画的に推進することができるよう情報提供・助言等を実施</u>
第6条：国民の責務 ・ <u>犯罪被害者等の名誉又は平穏を害することのないよう配慮するとともに、行政の施策に協力</u>	○県民の責務 ・ <u>犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性の理解を深め、二次被害が生じることがないように配慮するよう努める</u> ・ <u>県が実施する支援施策に協力するよう努める</u>	○県民の役割 ・ <u>犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性の理解を深め、二次被害が生じることがないように配慮するよう努める</u> ・ <u>県が実施する支援施策に協力するよう努める</u>	○都民の役割 ・ <u>犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性の理解を深め、二次被害を生じさせないように配慮に努める</u> ・ <u>都が実施する支援施策に協力するよう努める</u>
	○事業者の責務 ・ <u>犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性の理解を深め、二次被害を生じさせないように配慮するよう努める</u> ・ <u>雇用する犯罪被害者等の就業に配慮するよう努める</u> ・ <u>県が実施する支援施策に協力するよう努める</u>	○事業者の役割 ・ <u>犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性の理解を深め、事業活動を行うにあたっては二次被害を生じさせないように配慮に努める</u> ・ <u>犯罪被害者等である従業員の就労に配慮するとともに必要な支援をするよう努める</u> ・ <u>県が実施する支援施策に協力するよう努める</u>	○事業者の役割 ・ <u>犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性の理解を深め、事業活動を行うにあたっては二次被害を生じさせないように配慮に努める</u> ・ <u>従業員に対して必要な支援を行うことに努める</u> ・ <u>県が実施する支援施策に協力するよう努める</u>
	○民間支援団体*の責務 ・ <u>支援を行うに当たっては専門的知識及び経験を活用して行うよう努める</u> ・ <u>県が実施する支援施策に協力するよう努める</u> ※犯罪被害者等早期援助団体等（他も同）	○民間支援団体の役割 ・ <u>専門的知識及び経験を活用し、支援を推進するよう努める</u> ・ <u>県が実施する支援施策に協力するよう努める</u>	○民間支援団体の役割 ・ <u>専門的知識及び経験を活用し、支援を推進するよう努める</u> ・ <u>都が実施する支援施策に協力するよう努める</u>

基本法の組み立て	愛知県	長野県	東京都
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○市町村の役割（他の6県で規定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況に応じた施策を策定し実施するよう努める ・県が実施する支援施策に協力するよう努める </div>		
【推進体制等関係】			
第7条：連携協力 ・国、地方公共団体、日本司法支援センター、その他関係機関等は、相互に連携を図りながら協力する	○総合的な支援体制の整備 ・県は、国、市町村、民間団体等と連携し、相互に協力して総合的な支援体制を整備するよう努める	○支援体制の整備 ・県は、国、市町村、民間団体等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備する	○総合的な支援体制の整備 ・都は、国、区市町村、民間団体等と連携し、相互に協力して総合的な支援体制を整備するよう努める
		○大規模重大事案への対応 （支援体制の整備の中に記載） ・県は、死傷者が多数に上る事案等の重大な事案が県内で発生した場合で、直ちに支援を行う必要がある場合は、市町村及び民間支援団体等と協力して、当該事案による犯罪被害者等を支援する体制を整備し、必要な支援を実施	○大規模重大事案への対応 ・都は、死傷者が多数に上る事案等の重大な事案が都内で発生した場合において、支援を行う必要がある場合は、民間支援団体等と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な緊急支援を実施
			○都内に住所を有しない者への支援 ・都は、都内に住所を有しない者が都内で発生した犯罪等により被害を受けた場合は、民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供・助言を実施
第8条：犯罪被害者等基本計画 ・政府は施策に関する基本的な計画を策定	○支援に関する指針 ・知事は支援に関する指針を策定	○支援に関する計画 ・知事は支援に関する計画を策定	○支援計画 ・知事は支援に関する計画を策定
第9条：法制上の措置等 ・政府は必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じる	○財政上の措置 ・県は必要な財政上の措置を講ずるよう努める	○財政上の措置 ・県は必要な財政上の措置を講ずるよう努める	○財政上の措置 ・都は必要な財政上の措置を講ずるよう努める
第10条：年次報告 ・政府は、毎年国会に施策の報告を提出	○施策の実施状況の公表 ・知事は、毎年度施策の実施状況をインターネット等で公表		
【基本的な施策関係】 ※法における主語は国及び地方公共団体。条例における主語は都道府県			
第11条：相談及び情報の提供等 ・犯罪被害者等の相談に応じ、情報提供・助言を行い、援助に精通している者を紹介	○相談、情報の提供等 ・日常生活・社会生活を円滑に営むことができるようになるため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談対応、情報提供・助言、支援に精通している者を紹介	○相談及び情報の提供等 ・被害を早期に回復・軽減し、安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談に応じ、情報提供・助言を行い、支援に精通している者を紹介、弁護士の助言を受ける機会の確保	○相談、情報の提供等 ・日常生活・社会生活を円滑に営むことができるようになるため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、情報提供・助言を行い、支援に精通している者を紹介
		○日常生活の支援 ・早期かつ円滑に日常生活を営むことができるよう情報の提供及び助言を実施	
第12条：損害賠償の請求についての援助等 ・損害賠償請求の援助、刑事に関する手続きとの連携を図る制度の拡充等を実施		○損害賠償請求に関する情報の提供 ・損害賠償の請求に関する情報提供・助言を実施	
第13条：給付金の支給に係る制度の充実等 ・犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実	○経済的負担の軽減 ・経済的な助成に関する情報の提供、助言を実施	○経済的負担の軽減 ・給付金の支給に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供、助言を実施	○経済的負担の軽減 ・経済的な助成に関する情報の提供、助言を実施

法の組み立て	愛知県	長野県	東京都
第 14 条：保健医療サービス及び福祉サービスの提供 ・心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供	○心身に受けた影響からの回復 ・心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供	○心身に受けた影響からの回復 ・心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供 ・ <u>18歳未満の者であるときは、発達段階に応じた配慮を行うよう努める</u>	○心身に受けた影響からの回復 ・心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供
第 15 条：安全の確保 ・更なる被害を受けることを防止し、その安全を確保するため一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導等を実施	○安全の確保 ・ <u>再被害及び二次被害を受けることを防止し</u> 、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等の個人情報の適切な取扱いの確保	○安全の確保 ・ <u>二次被害及び再被害を受けることを防止し</u> 、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導・助言、犯罪被害者等の個人情報の適切な取扱い・確保	○安全の確保 ・ <u>再被害及び二次的被害を受けることを防止し</u> 、その安全を確保するため、施設への入所による保護、一時保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱い・確保
第 16 条：居住の安定 ・居住の安定を図るため、公営住宅への入居における特別の配慮	○居住の安定等 ・居住の安定を図るとともに、 <u>再被害及び二次被害を防止</u> するため、一時的な利用のための住居を提供	○居住の安定 ・居住の安定を図り、 <u>二次被害及び再被害を防止</u> するため、 <u>県営住宅への入居における特別の配慮</u> 、一時的な利用のための住居を提供	○居住の安定等 ・居住の安定を図り、 <u>再被害及び二次的被害を防止</u> するため、一時的な利用のための住居を提供
第 17 条：雇用の安定 ・犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める	○雇用の安定等 ・雇用の安定を図るとともに、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、支援の必要性、 <u>二次被害防止の重要性</u> について理解を深めることができるよう、事業者へ啓発	○雇用の安定 ・雇用の安定を図るとともに、 <u>二次被害を防止</u> するため、犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性を事業者へ啓発	○雇用の安定等 ・雇用の安定を図り、並びに <u>二次的被害を防止</u> するため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性の理解を深める啓発を実施
第 18 条：刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 ・刑事に関する手続の進捗状況等の情報提供、刑事手続への参加機会の拡充		○刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供 ・刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供	
第 19 条：保護、捜査、公判等の過程における配慮等 ・犯罪被害者等の保護、捜査・公判等の過程において、名誉・人権に配慮がなされるよう、犯罪被害者等の心身の状況等の理解を深めるための訓練・啓発、職員配置を実施	○保護、捜査等の過程の配慮（他の 14 県で規定） ・犯罪被害者等の保護またはその被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉又は生活の平穏等犯罪被害者等の人権に配慮がなされ、負担が軽減されるよう施策を実施		
第 20 条：国民の理解の増進 ・教育・広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、配慮の重要性等について国民の理解を深める	○県民の理解 ・県民が犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性、二次被害防止の重要性等について、県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育を実施	○県民の理解の増進 ・犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害防止し、犯罪被害者等が地域社会で孤立させることのないよう広報、啓発、教育を実施	○都民の理解の増進 ・犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性、二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について、都民の理解を深めるため、広報、啓発を実施
		○学校における教育 ・学校と連携し、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性、二次被害防止の重要性等について理解を深めるための教育を実施	

法の組み立て	愛知県	長野県	東京都
第 21 条：調査研究の推進等 ・専門的知識に基づく適切な支援が行うことができるよう、調査研究の推進、情報の収集・整理・活用、人材の養成・資質の向上を実施	○人材の育成 ・支援に従事する人材の育成を図るため、研修を実施 ○支援に従事する者に対する支援（他の6県で規定） ・支援に従事する者が犯罪被害者等と同等の心理的外傷を受けることを防止するため、支援に従事する者に対する相談、支援を実施	○人材の育成 ・支援を担う人材を育成するための研修を実施	○人材の育成 ・支援を担う人材を育成するための研修を実施
第 22 条：民間の団体に対する援助 ・活動の促進を図るため、財政上・税制上の措置、情報提供等を実施	○民間支援団体に対する支援 ・適切かつ効果的に支援を行うことができるよう、情報の提供、助言を実施	○民間支援団体に対する支援 ・適切かつ効果的に支援を推進することができるよう、情報の提供、助言を実施	○民間支援団体に対する支援 ・適切かつ効果的に支援を推進することができるよう、情報の提供、助言を実施
第 23 条：意見の反映及び透明性の確保 ・犯罪被害者等の意見を施策に反映し、施策策定の過程の透明性を確保するための制度を整備	（指針の中に記載） ・指針を定めるにあたっては、あらかじめ、 <u>犯罪被害者等及び県民の意見</u> を反映することができるよう必要な措置を実施	（計画の中に記載） ・計画の策定にあたっては、 <u>県民及び犯罪被害者等の意見</u> を反映するために必要な措置を実施	（計画の中に記載） ・計画を定めようとするときは、あらかじめ <u>都民等の意見</u> を聴く
○個人情報の適切な取扱いの確保 （第 15 条：安全の確保の中で記載） ・犯罪被害者等の個人情報の適切な取扱いの確保	○個人情報の適切な管理 ・犯罪被害者等の個人情報を適切に管理	○個人情報の適切な管理 ・犯罪被害者等の個人情報を適切に管理 ・ <u>支援を担う人材に対し、個人情報を適切に管理するよう求める</u>	○個人情報の適切な管理 ・犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理 ・ <u>支援従事者に対し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求める</u>